

台東区成年後見制度利用支援事業実施細目

16 台保福発第284号
平成16年4月1日
20 台保福第459号
平成20年10月1日
27 台福福第416号
平成27年9月1日
28 台福福第998号
平成29年3月1日
30 台福福第138号
平成30年4月1日
31 台福福第103号
令和元年5月1日
4 台福福第458号
令和4年7月1日

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、台東区成年後見制度利用支援事業要綱（平成16年4月1日16台保福発第284号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の申請手続等)

第2条 要綱第5条に規定する申請書及び添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 後見人等報酬助成申請書（第1号様式）
 - (2) 審判申立費用助成申請書（第2号様式）
 - (3) 収入申告書（第3号様式）
 - (4) 資産申告書（第4号様式）
 - (5) 同意書（第5号様式）
 - (6) 審判申立書（裁判所の受理印のあるものに限る。）の写し
 - (7) 裁判所からの鑑定実施通知及び当該鑑定費用の領収書
 - (8) 後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し（要綱第3条第1号に規定する助成申請時に限る。）
 - (9) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、要綱第6条により助成の可否を決定したときは、後見人等報酬助成審査結果通知書（第6号様式）又は審判申立費用助成審査結果通知書（第7号様式）により申請者に通知し、助成を決定したときは指令書（第8号様式）を発行するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、本人が生活保護を受けている場合には、同項第3号及び第4号に規定する書類については、その添付を省略することができる。

(審判確定後の書類等提出)

第3条 助成金の交付決定を受けた申請者は、審判確定後、次に掲げる書類等及び助成金交付請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 審判書謄本の写し
- (2) 鑑定が実施されたときは、鑑定費用の払込みを証明するもの。ただし、区長が

申立人となる場合は、省略することができる。

(3) 未使用郵券の返還があったときは、裁判所発行の返還書の写し。ただし、区長が申立人となる場合は、省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第3条第2号エに規定する鑑定費用については、審判確定前においても、助成金の交付を申請することができる。この場合においては、裁判所からの鑑定実施通知及び助成金交付請求書を区長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第4条 前条の規定による請求書の提出を受けたときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

(後見人等の報酬に係る助成金の交付時期)

第5条 要綱第3条第1号に規定する後見人等に対する報酬に係る助成金は、毎年1回交付する。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(報告)

第6条 要綱第7条の規定による報告は、資産状況等変更報告書(第10号様式)及び収入状況等報告書(第11号様式)により行わなければならない。

(助成金の返還)

第7条 要綱第10条に定める返還額が生じた場合は、区長は助成金返還通知書(第12号様式)により、通知するものとする。

(管理台帳)

第8条 区長は、管理台帳(第13号様式)を作成し、助成に係る事項をこれに記録するものとする。

付 則

この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成29年3月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この実施細目は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この実施細目は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この実施細目施行の際、この実施細目による改正前の台東区成年後見制度利用支援事業実施細目の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。